

年次報告書・継続届出書の「報告基準日」について

～申告期限が延長されている場合は報告基準日も延長されます～

年次報告書・継続届出書の概要

～報告基準日は延長後の申告期限に基づきます～

非上場株式等の納税猶予制度の適用に係る対象会社（以下「対象会社」といいます。）は、対象会社の経営状況等について、都道府県知事へ年次報告書を提出（経営承継期間中は1年ごと）し、都道府県知事の確認を受けた上で、その写しを所轄税務署へ継続届出書を提出（経営承継期間中は1年ごと、その後は3年ごと）する際に添付する必要があります。

この年次報告書は、法令上、非上場株式等の納税猶予制度の適用に係る贈与税又は相続税の申告期限の翌日から1年を経過するごとの日（以下「報告基準日」といいます。）における対象会社の経営状況等を記載していただく必要があります。申告期限が延長されている場合は、延長後の申告期限に基づく報告基準日における対象会社の経営状況等を記載していただく必要があります。

「報告基準日」の記載誤りがあった場合

～年次報告書の再提出をお願いします～

災害の発生等により贈与税又は相続税の申告期限が延長されているにもかかわらず、その延長前の申告期限を基にした報告基準日に基づく年次報告書を作成・提出している場合、法令上必要となる報告基準日における対象会社の経営状況等について確認できないこととなります。

そのため、既に延長前の申告期限を基にした報告基準日に基づき年次報告書を提出している場合（過去に都道府県において受理済の場合を含みます。）には、改めて延長後の申告期限を基にした報告基準日に基づく年次報告書を再度作成の上、都道府県知事への再提出をお願いいたします（再提出していただいた年次報告書は、改めて確認を受けることとなります。）。

また、所轄税務署にも継続届出書とともに既に提出済の場合には、上記により再提出していただいた年次報告書の写しを所轄税務署にも提出願います（既に提出していただいている継続届出書の再提出は不要です。）。

年次報告書・継続届出書の提出に当たって

～提出前に申告期限の確認をお願いします～

年次報告書及び継続届出書を提出される際には、非上場株式等の納税猶予制度の適用に係る贈与税又は相続税の申告期限が延長されていないか、改めて確認していただき、延長後の贈与税又は相続税の申告期限を基にした報告基準日に基づき作成・提出してください。なお、都道府県に認定申請書を提出された後に申告期限が延長された場合は、認定申請書の再提出は不要です（認定申請書上は、延長後の申告期限が記入されたものとみなします。）。

ご不明な点がございましたら、以下の窓口担当者にご相談ください。

【年次報告書について】対象会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課
【継続届出書及び申告期限について】この制度の適用を受けている方の所轄税務署

【参考1】申告期限が延長されている主な例

○ 令和元年又は令和2年中に贈与により財産を取得した場合

令和元年分贈与税の申告期限：令和2年4月16日（注）

令和2年分贈与税の申告期限：令和3年4月15日（注）

（注）個別に申告期限の延長申請を行っていた場合は、上記の申告期限よりも遅い日が申告期限とされている場合があります。

○ 「平成30年7月豪雨」、「令和元年台風19号」、「令和2年7月豪雨」、「令和6年能登半島地震」による災害（特定非常災害）により、被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域内にある土地等又は一定の株式等を、一定の期間内に相続等により取得した相続人等又は贈与により取得した受贈者がいる場合

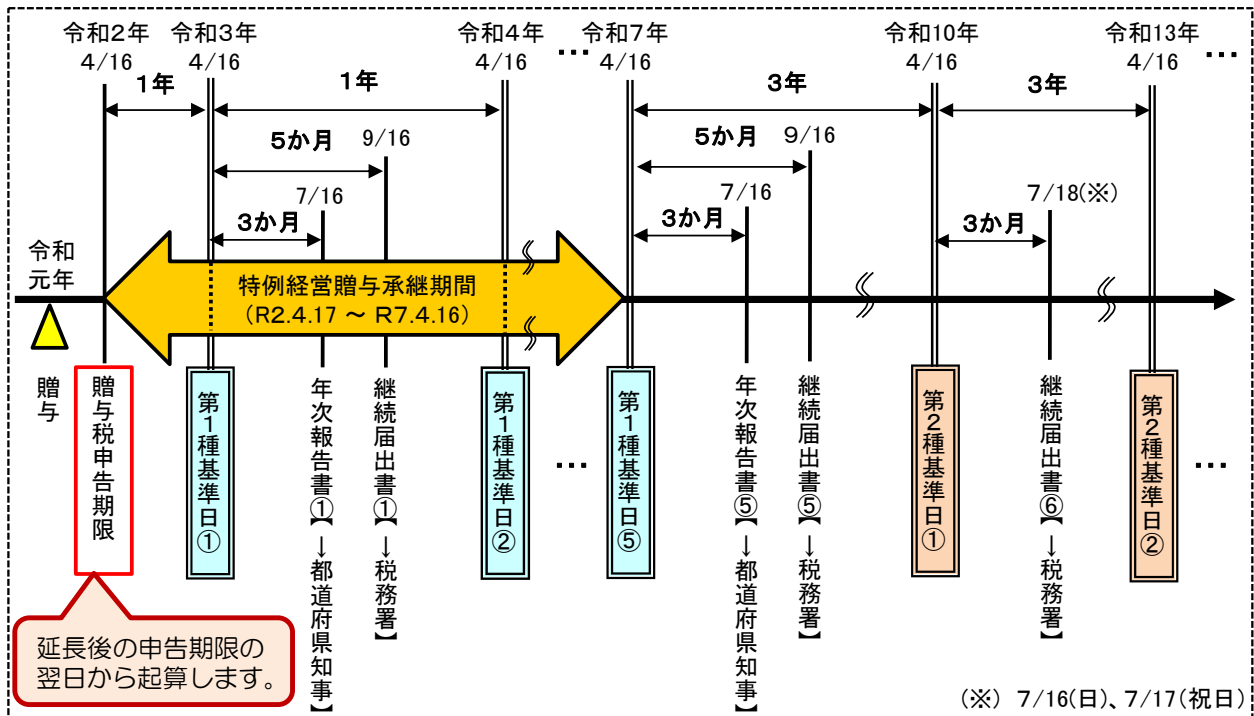
この場合についても、申告期限が延長されている場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページ「災害関連情報」に掲載されている「平成30年7月豪雨に関するお知らせ」、「令和元年東日本台風（台風第19号）に関するお知らせ」、「令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様方へ」、「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」内の各リーフレットをご覧ください。

掲載場所： ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > 災害関連情報

【参考2】継続届出書の提出の流れ（令和元年分の贈与の場合）

令和元年分の贈与について非上場株式等の納税猶予制度（特例措置）の適用を受けた場合における年次報告書及び継続届出書の提出の流れは以下のとおりとなります。



（注）年次報告書及び継続届出書の提出に係る特例経営（贈与）承継期間中の基準日を「第1種基準日」、特例経営（贈与）承継期間経過後の基準日を「第2種基準日」といいます。